

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

| | |
|----------------|-----------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社 薄井商店 |
| 主たる営業所の所在地 | 兵庫県神戸市 |
| 許可番号 | 兵庫県知事許可(般 29)第117518号 |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土木工事業 |

2 処分に関する事項

| | |
|-------------|--|
| 処分年月日 | 平成30年8月9日 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項(同条同項第3号該当) |
| 処分の内容 | <p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、そのための研修及び教育計画を作成し、役職員に対し、継続的に研修等を行うこと。</p> <p>(3) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。</p> <p>2 上記1で講じた措置(上記1の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を速やかに文書で報告すること。</p> |
| 処分の原因となった事実 | <p>株式会社薄井商店の代表者は、その業務に関し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により、神戸簡易裁判所において、罰金20万円の判決を受け、平成30年5月2日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第3号に該当する。</p> |